

2020年 長崎県各種別公共工事設計労務単価

（一部抜粋）

（単価：円）

職 種	2020年3月	2019年3月	差	職 種	2020年3月	2019年3月	差
大 工	24,500	23,800	700	板 金 工	22,400	21,800	600
左 官	23,300	22,600	700	塗 装 工	24,200	23,400	800
と び 工	22,200	21,600	600	内 装 工	24,200	23,400	800
型 枠 工	22,800	22,100	700	ガラス工	23,300	22,600	700
鉄 筋 工	22,500	21,900	600	溶 接 工	24,200	23,400	800
鉄 骨 工	21,400	20,700	700	建 具 工	17,500	17,000	500
電 工	19,700	19,300	400	造 園 工	19,400	18,900	500
配 管 工	19,400	19,000	400	サッシ工	27,300	26,500	800
防 水 工	22,800	22,100	700	石 工	25,300	24,700	600

設計労務単価とは

公共工事を積算する際、建設労働者が受け取るべき賃金として設定されています。全都道府県・51職種別に設けられ、今年3月から適用になった金額の平均は月2万214円。初めて2万円を超えました。8年連続の引き上げですが、課題は末端の労働者にきちんと支払われていないこと。建設業界の「下請け重層構造」の中で、下請けの業者が上位業者に必要経費をしっかりと請求できない慣行があり、そのしわ寄せで賃金が削られているためです。

全建総連技能者育成基金制度

全建総連は、組合員の資格取得による技術・技能の向上、技能者育成を支援することを目的に技能者育成基金制度を創設。2018年4月から資格取得による報奨金制度を実施。「資格取得報奨金制度」では、取得した資格に応じ3千～1万円を全建総連から申請者（組合）を通じて組合員の方々へ支給します（対象資格は下表を参照）。

◎申請方法

- ①資格取得報奨金制度申請書（※要印鑑持参）
- ②資格取得を証明する書類（合格証書、修了証明書等）
以上を組合（各支部事務所）へ提出して申請を行って下さい。

◎申請時の注意点

- ・受講時に組合員であること。
- ・2018年4月1日以降に新たに合格した資格であること。
- ・組合費等の滞納（3ヶ月以上）がないこと。
- ・申請期限は資格取得から3年以内。

資格取得で
報奨金が
もらえます。

資格取得報奨金制度の対象資格・区分

区分1：10,000円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士（※1）、一級施工管理技士、第一種電気工事士、電気主任技術者（第一種、第二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者（※2）

区分2：6,000円

二級建築士、木造建築士、二級技能士（※1）、二級施工管理技士、第二種電気工事士、電気主任技術者（第三種）、電気通信工事担当者、職業訓練指導員免許（※3）

区分3：3,000円／作業主任者

ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質等、鉛、四アルキル鉛等、木材加工用機械、地山の掘削、土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

- （※1）技能検定 建設関係32職種（造園、さく井、建築板金、冷凍空調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ）、金属加工関係で1職種（鉄工）、電気・精密機械器具関係で1職種（電気製図）、木材・木製品・紙加工品関係で4職種（家具製作、建具製作、畳製作、表装）、その他で5職種（ビル設備管理、情報配線施工、ガラス用フィルム施工〔建築フィルム作業〕、ビルクリーニング、ハウスクリーニング）
- （※2）登録基幹技能者 33職種（電気工事、橋梁、造園、コンクリート圧送、防水、トンネル、建設塗装、左官、機械土工、海上起重、プレストレスト・コンクリート工事、鉄筋、圧接、型枠、配管、鳶・土工、切断穿孔、内装仕上、サッシ・カーテンウォール、エクステリア、建築板金、外壁仕上、ダクト、保温保冷、グラウト、冷凍空調、運動施設、基礎工、タイル張り、標識・路面標示、消火設備、建築大工、硝子工事）
- （※3）職業訓練指導員免許 11科（建築科、とび科、建設科、建築板金科、畳科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科）

2020年 賃金改定内容

2020年度の賃金改定は、2月12日の第4回本部執行委員会で提案された後、各支部で開催された賃金委員会での意向をもとに、3月12日に開催の第5回本部執行委員会において協議、下記の通り決定がなされました。

1. 現行賃金について 18,500円

2. 目標賃金について 25,000円

3. 実施時期について
2020年4月1日より実施



2020年3月から適用される公共工事設計労務単価は、全国全職種の単純平均で対前年度比2.5%引き上げとなり、日額で20,214円となりました。**2013年度から8年連続の引き上げ**となり、公表を開始した1997年以降で最高値となりました。

労働保険事務組合からのお知らせ

①労働保険の年度更新が始まります

組合では労働保険（労災保険・雇用保険）加入事業所の年度更新受付を5月中旬より開始します。

労働保険事務組合より封書にてお知らせ致しますので、必要な書類等をご準備の上、指定の受付日時に各会場へお越し下さい。

※例年と会場が違う場合がありますのでご注意ください。

②雇用保険手続きには必ずマイナンバー（個人番号）をご記載ください

マイナンバーの届出は雇用保険の各種届出・申請を行う際に課された義務であり、マイナンバーを記載しないことは法令違反に当たります。

また、社会保険その他の制度の運営上支障をきたすことになりますので、必ず提出をお願いします。2018年5月以降、届出等に必要なマイナンバーの記載がない場合には返戻されますので、ご注意ください。

※2020年4月1日以降の変更点

・高年齢労働者（65歳以上）の雇用保険料免除措置の終了

2017年から65歳以上の労働者も雇用保険の対象となっていました。経過措置として2020年3月31日までは免除されていました。4月1日からは措置が終了しますので高年齢労働者の方も、他の雇用保険の被保険者同様に雇用保険料の納付が必要になります。

※昨年の変更点

- ①一括有期事業開始届の廃止
- ②一括有期事業の地域要件の廃止

建設業許可業者の皆様へ

令和2年4月1日から建設業法施行規則等の改正により、許可申請等の取り扱い等が変更となります

建設業許可申請等における書類の簡素化

① 「国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）」の提出が不要となります。

② 次の確認書類の提出が不要となります。

- 1）営業所を使用する権限確認書類（登記簿謄本や賃貸借契約書など）
- 2）令3条使用人に規定する使用人の常勤性の確認書類
- 3）経營業務管理責任者、専任技術者及び令3条に規定する使用人の現住所が確認できる書類

③ 確認資料の一部に記載が必要となります。

営業所の写真に営業所を使用する権限（所有・賃貸借等の別）の記載が必要

国土交通大臣許可業者の申請書類等の提出先の変更

都道府県経由事務の廃止に伴い、各種申請書（建設業許可、経営事項審査）・変更届出書等の提出先が各地方整備局となります。（山梨県及び大分県は除く）

※現行制度では、都道府県を経由して各地方整備局に書類を提出

人間ドックの実施について

長建国保では組合員と家族の生命と健康を守る一環として、疾病の予防と早期発見により健康管理の一層の推進を図る為、組合員と配偶者（主婦）の「1泊2日」、「日帰り」の人間ドックを実施します。

■受診対象者

- 長建国保加入の組合員
- 配偶者（主婦）

【条件】 ① 1泊2日 満40歳以上の方
日帰り 満35歳以上の方
②保険料を完納している組合員

■受診料（受診者の個人負担額）

個人負担額 1泊2日 受診者1人につき18,000円
日帰り 受診者1人につき 7,000円

※申込の際に所属支部事務所で必ず納入して下さい。

■申込方法

受診申込は、所属支部事務所までお願い致します。
（五島市、上五島の組合員は組合本部へご連絡下さい。）

■実施期間

本年4月1日から翌年3月末まで実施致します。

※4月に所属支部事務所で申込を行った場合でも、病院側の受け入れ態勢等の都合により必ずしも4月に受診出来るとは限りませんのでご了承下さい。

■検診の内容

- ①身体検査 ②血圧測定 ③心電図検査 ④眼底検査 ⑤尿検査
⑥便検査 ⑦血液検査 ⑧肺機能検査 ⑨胸部X線検査
⑩胃部X線検査 ⑪超音波検査 ⑫骨密度X線検査 ⑬体力測定
⑭婦人科検診（子宮癌、乳癌）等

※検査内容は、病院によって多少異なります。

■実施医療機関（予定）

- ・ながさき内科リウマチ科病院
- ・さとう内科医院
- ・虹が丘病院
- ・長崎原爆病院
- ・福田ゆたか外科医院
- ・長崎北徳洲会病院
- ・日赤諫早病院
- ・大村市民病院
- ・佐世保中央病院
- ・久保内科病院
- ・平戸市民病院
- ・五島中央病院

※受診対象者（男性、女性）、受診区分（1泊2日、日帰り）、婦人科検診内容（乳癌、子宮癌）等、詳しくは所属支部事務所までお問い合わせ下さい。

旧被保険者証の返却について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年3月に被保険者証を郵送させていただきました。旧被保険者証を所属支部に返却していただくようお願いしておりますが、次表①～⑥に該当される方は所定の届出、または書類の提出が必要となります。

所属支部には毎年配布しております常備薬セットをご用意しておりますので7月末までには旧被保険者証の返還、諸手続等で所属支部に来所していただきますようお願いいたします。

該当事項		提出いただく書類等
①	扶養家族（家族被保険者）で、組合員の令和1年分確定申告書内で『配偶者控除』や『扶養控除』に該当していない方 （『配偶者控除』・『扶養控除』該当の方は書類不要です。）	収入等がわかる書類 （その方の源泉徴収票の写しなど） ※郵送済の更新案内書をご参照下さい。 ※『配偶者特別控除』に該当される方も書類により確認させていただきます。
②	組合員世帯の居住地を離れて大学等に就学、または新たに居住地を離れて大学等に進学する方	学生証の写し、または在学証明書 ※印鑑をご持参下さい。
③	組合員世帯の居住地を離れて施設等に入所している方、または新たに入所する方	施設入所等証明書 ※印鑑をご持参下さい。
④	②・③以外の理由で居住地を離れる方 ※転入先の国民健康保険に該当します。	当組合の被保険者証 ※印鑑をご持参下さい。
⑤	就職し健康保険証の交付を受ける方	当組合の被保険者証と就職先の健康保険証の写し ※印鑑をご持参下さい。
⑥	被保険者証記載の住所、氏名に変更があった方	当組合の被保険者証と住民票謄本 ※印鑑をご持参下さい。



①②③に該当しない方は、直接医療機関へご相談をして下さい。

- ① 受診予定日より最低2週間、長崎県内に滞在している方
- ② 受診予定日より最低2週間、コロナウイルス感染疑いのある症状（風邪症状・呼吸器症状・発熱など）がない方
- ③ コロナウイルス感染者あるいは疑いがある方との濃厚接触が疑われない方

連日、新型コロナウイルスの感染拡大が報道される中、医療機関より注意事項として、以下①②③に該当する方に限り、人間ドック・特定健診の受け入れを行う旨の連絡がありました。



人間ドック・特定健診を
受けられる方へ

巡回健診の日程について

先にお知らせしております巡回健診の日程につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、下記のとおり一部日程を中止とさせていただきます。また、後半の日程（※）は、現時点では実施予定にしておりますが、状況次第では中止となる可能性がございます。

お申込み頂いた方につきましては、国保からご本人様にご連絡差し上げます。

巡回健診実施日	会場	実施予中止・予定
6月7日(日)	時津北部コミュニティセンター	中止
6月28日(日)	諫早市健康福祉センター	
7月12日(日)	平戸文化センター	
7月26日(日)	建設長崎佐世保東支部	
8月2日(日)	佐々町文化会館	
※9月6日(日)	建設長崎大村支部	現時点では、実施予定ですが、中止になる可能性があります。 お申込みの際、お伝え頂きます様宜しくお願い致します。
※9月13日(日)	島原市有明総合文化会館（グリーンウエーブ）	
※10月18日(日)	時津北部コミュニティセンター	
※10月25日(日)	中里皆瀬地区公民館	

組合特別健診実施について

- 特定健康診査では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の有病者・予備軍を抽出するための検査が項目として定められています。組合では、それ以外の独自の検査項目として特定健康診査時に「胸部X線検査」を追加した「組合特別健診」を実施いたします。

1. 受診対象者

本年四月一日現在で長建国保に加入している四十歳以上の方（同日現在の加入者で翌年三月三十一日までに四十歳になる方を含む）で特定健診受診券の交付を受けている方。

（受診対象者には特定健診受診券を本年五月頃に送付予定です。）

2. 受診料（受診者の個人負担額）

受診料の個人負担額は〇円です。

3. 申込方法

実施医療機関に直接電話予約を行います。その際は「長建国保の、特定健診に胸部X線検査を加えた組合特別健診の予約をお願いします。」と一言添えて下さい。

4. 実施期間

本年四月一日から、翌年三月末まで実施致します。

5. 健診の内容

診察・脂質・肝機能・代謝系・尿 各検査

胸部X線検査

+

※注意事項

▼受診日当日、受診券又は保険証のいずれかを忘れてしまふと特定健康診査を受けることが出来ません。

▼受診券受領後に、長建国保の資格を喪失すると長建国保の受診券では特定健康診査を受けることが出来ませんので、資格喪失手続きの際に支部の方で受診券を回収して下さい。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは**飛沫感染と接触感染により感染**します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは**手洗い**が大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、**咳エチケット**を行ってください。

持病がある方、高齢の方は、できるだけ**人込みの多い場所を避ける**など、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する助成等について

①小学校休業等対応支援金（助成金）

令和2年2月27日から3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども。または新型コロナウイルスに感染、もしくは感染したおそれのある小学校に通うこどもの世話をを行うために、

①労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

②契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者（委託を受けて個人で仕事をする方）に対する助成。

※支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

※お問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00）

②雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置	
	現行 （一般的な場合）	緊急対応期間 （4月1日から6月30日まで） 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 （3か月10%以上低下）	生産指標要件緩和 （1か月10%以上低下）	生産指標要件緩和 （1か月5%以上低下）
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3（中小） 1/2（大企業）	据え置き	4/5（中小）、2/3（大企業）（解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める （1月24日～5月31日まで）	計画届の事後提出を認める （1月24日～6月30日まで）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左＋上記対象期間

※その他の支給要件 その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

長崎県労働局職業対策課 095－801－0042

長崎県建設事業国民健康保険組合指定温泉一覧表

※指定温泉施設（2か所）閉館・契約終了となっています。お問い合わせがないよう、ご注意ください。

※子供料金につきましては、各温泉施設までお問合せ下さい。

2020.2.27

消費税10%	指定温泉名称	利用区分	温泉施設内場所	平日料金 休日料金	規定料金	割引後の料金 （メンバーズカード）	補助券の額 （温泉券利用）	利用者負担 （自己負担）	所在地 電話番号
長崎・西彼地区	稲佐山温泉 アマンディ	大人			830円	800円	▲300円	500円	長崎市 曙町39-38 095-862-5555
	野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島	2019年12月31日をもって、営業を終了致します							長崎市 野母崎町692-1 095-893-1133
	ふくの湯	大人			800円	—	▲300円	500円	長崎市 岩見町451-23 095-833-1126
	i+Land nagasaki （旧）やすらぎ伊王島	大人	ホテル側	通常料金	750円	650円	▲300円	350円	長崎市伊王島町 1丁目3277-7 095-898-2202
			しまかぜ	平日	800円	700円	▲300円	400円	
				休日	1,000円	900円	▲300円	600円	
	長崎温泉 喜道庵 ※R2.1月より料金改正	大人			1,600円	—	▲300円	1,300円	西彼杵郡長与町 岡郷2762-1 095-887-4126
	道の尾温泉	大人			680円	—	▲300円	380円	西彼杵郡長与町 高田郷284 095-856-2631
	ゆりの温泉 ※R1.10月中旬より料金改正	大人			800円	700円	▲300円	400円	西彼杵郡長与町 高田郷2289-2 095-856-2617
	天然温泉 & ホットヨガ 諫早もとの湯	大人			670円	—	▲300円	370円	諫早市本野7-1 0957-25-8822
県央地区	サンスバ おおむら ゆの華	大人			750円	630円	▲300円	330円	大村市 森園町663-3 0957-50-1126
	龍神温泉 かやぜの湯	2020年1月31日をもって、契約終了致します。 ※2020年2月以降～補助券・優待券が使用できません。							大村市 田下町17-3 0957-47-8245
	青雲荘 ※R1.10月より料金改正	大人			700円	—	▲300円	400円	雲仙市小浜町 雲仙500-1 0957-73-3273
	望洋荘 営業時間帯によって 料金が異なります。 詳しくは施設までお 問い合わせ下さい。	大人 （高校生以上） [7:30～16:30]			550円	—	▲300円	250円	雲仙市小浜町 南本町10 0957-74-3141
		大人 [16:30～21:30]			330円	—	▲300円	30円	
	いいもり月の丘 ※平成31年4月18日より	大人			520円	—	▲300円	220円	諫早市飯盛町 平古場279番地 0957-28-4141
	国民宿舎 くじゃく荘 ※令和元年7月1日より	大人			600円	—	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町 小串郷272 0956-82-2661
	川棚大崎温泉 しおさいの湯 ※令和元年7月1日より	大人			600円	—	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町 小串郷237 0956-82-6868
	ザ・パラダイス ガーデンサセボ （※1）	大人			800円	—	▲300円	500円	佐世保市 崎岡町853-12 0956-39-4800
	ホテルローレイ ばってんの湯 （※1）	大人			700円	560円	▲300円	260円	佐世保市 南風崎町449 0956-59-3939
県北地区	はさみ温泉 湯治楼 ※令和元年10月より 料金改定	大人		平日	700円	—	▲300円	400円	東彼杵郡 波佐見町 長野郷558-3 0956-76-9008
		大人		土・日・祝	750円	—	▲300円	450円	
	平戸たびら温泉 サムソンホテル	大人			900円	—	▲300円 施設負担	一律 300円	平戸市田平町 野田免210-6 0950-57-1110

（※1）毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。



※支部事務所で申し込んでください。

※詳細については各支部事務所へお問い合わせ下さい。

■お知らせ■

前回（令和2年新年号）掲載分から金額が変更されている施設がございますので、ご確認の上ご利用下さい。

長建国保指定温泉利用補助事業

稲佐山温泉「ふくの湯」 補助券利用終了のお知らせ

今般、稲佐山温泉「ふくの湯」につきましては、施設運営側の事情により、**令和2年4月30日**をもって長建国保の指定温泉利用補助券及び優待券によるご利用が出来なくなりましたのでお知らせします。ご利用の際はご注意くださいようお願い致します。

4月30日
まで